



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和8年6月19日（金） 号外（第4号）

目次

条 例	ページ
○地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例（総務課）	2
○群馬県県税条例の一部を改正する条例（税務課）	2
○群馬県認定こども園の認定基準に関する条例等の一部を改正する条例（こども・子育て支援課）	9
○群馬県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（同）	11
○群馬県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（同）	12
○群馬県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例（国保医療課）	14

■ 条例

地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。
令和八年六月十九日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第三十七号

地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(群馬県監査委員に関する条例の一部改正)

第一条 群馬県監査委員に関する条例(昭和三十九年群馬県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第六条中「第二百四十三条の二の八第三項」を「第二百四十三条の二の九第三項」に改める。

(群馬県公営企業の設置等に関する条例の一部改正)

第二条 群馬県公営企業の設置等に関する条例(昭和四十一年群馬県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条中「第二百四十三条の二の八第八項」を「第二百四十三条の二の九第八項」に改める。

(群馬県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第三条 群馬県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和二年群馬県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条第一号中「第二百四十三条の二の七第一項」を「第二百四十三条の二の八第一項」に改める。

(群馬県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第四条 群馬県流域下水道事業の設置等に関する条例(令和二年群馬県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第七条中「第二百四十三条の二の八第八項」を「第二百四十三条の二の九第八項」に改める。

附則

この条例は、令和八年九月二十四日から施行する。

群馬県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和八年六月十九日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第三十八号

群馬県税条例の一部を改正する条例

群馬県税条例(昭和二十五年群馬県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第八号中「第一百五十一条第一項」を「第一百四十九条第一項」に改める。

第三十七条の三第二項中「第一号、第四号及び第五号」を「この項の規定による指定(以下この条において「指定」という。)の対象となる期間として地方税法施行規則(昭和二十九年総理府令第二十三号。以下「施行規則」という。)第一条の十五の二に規定する期間(第二号イ及び第五号において「指定対象期間」という。)を通じて第一号、第二号、第五号及び第六号」に、「。以下この項」を「。第三号及び第四号」に改め、「」に適合する」の下に「と認められる」を加え、同項第五号中「しなかつたこと」を「しなかつた事実」に、「したことを「した事実」に改め、「ないこと」の下に「(これらの事実により既に指定の取消しを受けた場合を除く。)」を加え、同号を同項第六号とし、同項第四号中「この項の規定により受けようとする指定の効力を生ずる日前一年」を「指定対象期間の初日前四年」に、「この項の規定による指定」を「指定」に、「前三号」を「前各号」に、「適合していたこと」を「適合していなかつた事実がないこと(当該事実により既に法第三十七条の二第五項の規定による指定の取消し(以下この条において「指定の取消し」という。)を受けた場合を除く。)」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 次に掲げる基準その他都道府県等による第一号寄附金の使途に係る基準として総務大臣が定める基準に適合するものであること。

イ 都道府県等が指定対象期間において受領する第一号寄附金の額の合計額から当該指定対象期間における第一号寄附金の募集に要する費用の額として総務大臣が定めるところにより算定した額を控除して得た額(ロにおいて「寄附金活用可能額」という。)が、当該指定対象期間において受領する第一号

寄附金の額の合計額の百分の六十に相当する金額以上であること。

ロ 寄附金活用可能額の使途に関する事項について、総務大臣の定めるところにより公表すること。

第三十七条の第三項中「(当該金額が当該納税義務者の前二条の規定を適用した場合の所得割の額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、当該百分の二十に相当する金額)」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該相当する金額が当該納税義務者の前二条の規定を適用した場合の所得割の額の百分の二十に相当する金額と七十七万二千元とのいずれか低い金額を超えるときは、当該いずれか低い金額とする。

第三十九条の第五項中「地方税法施行規則(昭和二十九年総理府令第二十三号。以下「施行規則」という。)」を「施行規則」に改める。

第六十九条第一項中「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)」を「同法」に改める。

第六十九条の二の三の見出し中「特定プラットフォーム事業者」を「第一種プラットフォーム事業者」に改め、同条中「消費税法第二条第一項第四号の二に規定する国外事業者が国内において行う同項第八号の三に規定する電気通信利用役務の提供(同項第八号の四に規定する事業者向け電気通信利用役務の提供に該当するものを除く。以下この条において「電気通信利用役務の提供」という。)」が同法第十五条の第二項を「消費税法第十五条の二第一項に規定する電気通信利用役務の提供が同項」に改め、「デジタルプラットフォーム」の下に「(次条において「デジタルプラットフォーム」という。)」を加え、「特定プラットフォーム事業者(以下この条において「特定プラットフォーム事業者」という。)」を「第一種プラットフォーム事業者」に、「当該特定プラットフォーム事業者」を「当該第一種プラットフォーム事業者」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(第二種プラットフォーム事業者を介して行う資産の譲渡に関するこの章の規定の適用)

第六十九条の二の四 消費税法第十五条の三第一項各号に掲げる資産の譲渡がデジタルプラットフォームを介して行われるものであつて、その対価について同項に規定する第二種プラットフォーム事業者を介して收受するものである場合には、当

該第二種プラットフォーム事業者が当該資産の譲渡を行つたものとみなして、この章の規定を適用する。

第七十四条の二第二項第一号中「第三十七条の十八」を「第三十七条の十九」に改める。

第八十三条第一項中「住宅」の下に「法第七十三条の十四第一項に規定する特定区域内住宅を除くものとし、」を加え、同条第二項中「第三十七条の十八第一項」を「第三十七条の十九第一項」に、「第三十七条の十八第三項」を「第三十七条の十九第二項」に、「第三十七条の十八第二項」を「第三十七条の十九第三項」に改め、同条第七項中「第三十七条の十八」を「第三十七条の十九」に改める。

附則第五条中「附則第十四条の三の二まで、附則第十四条の三の三第一項、附則第十四条の四、附則第十四条の四の二」を「附則第九条まで、附則第十条から第十四条の四の二まで」に改める。

附則第七条の四第一項中「令和二十年度」を「令和二十五年」に、「平成二十一年から令和七年」を「平成二十一年から令和十二年」に改め、同項第一号中「第五項まで若しくは第十項から第二十一項まで」を「第十八項まで」に改め、「(平成十九年又は平成二十年の居住年に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかつたものとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額)」を削り、同条第三項中「同条第十六項」を「同条第十二項」に改める。

附則第七条の五中「又は附則第十四条の四第一項の規定を受けるとき」を「、附則第十四条の三の六第一項又は附則第十四条の四第一項の規定を受けるとき」に改め、「(当該金額が当該納税義務者の第三十七条及び第三十七条の二の規定を適用した場合の所得割の額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、当該百分の二十に相当する金額)」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、当該相当する金額が当該納税義務者の第三十七条及び第三十七条の二の規定を適用した場合の所得割の額の百分の二十に相当する金額と七十七万二千元とのいずれか低い金額を超えるときは、当該いずれか低い金額とする。

附則第七条の五第五号中「又は」を「、附則第十四条の三の六第一項又は」に改める。

附則第七条の六中「令和二十年度」を「令和三十年年度」に改め、同条に次の一項を加える。

2 令和三十一年度以後の各年度分の個人の県民税についての第三十七条の三第一項及び第三項並びに前条（これらの規定を次条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、当分の間、第三十七条の三第三項第一号の表百九十五万円以下の金額の項中「百分の八十五」とあるのは「百分の八十四・九五」と、同表百九十五万円を超え三百三十万円以下の金額の項中「百分の八十」とあるのは「百分の七十九・九」と、同表三百三十万円を超え六百九十五万円以下の金額の項中「百分の七十」とあるのは「百分の六十九・八」と、同表六百九十五万円を超え九百万円以下の金額の項中「百分の六十七」とあるのは「百分の六十六・七七」と、同表九百万円を超え千八百万円以下の金額の項中「百分の五十七」とあるのは「百分の五十六・六七」と、同表千八百万円を超え四千万円以下の金額の項中「百分の五十」とあるのは「百分の四十九・六」と、同表四千万円を超える金額の項中「百分の四十五」とあるのは「百分の四十四・五五」と、前条第三号中「百分の五十」とあるのは「百分の四十九・六」と、同条第四号中「百分の六十」とあるのは「百分の五十九・七」と、同条第五号中「百分の七十五」とあるのは「百分の七十四・八五」とする。

附則第八条の二中「令和二十年度」を「令和三十年年度」に改め、同条に次の一項を加える。

2 令和三十一年度以後の各年度分の個人の県民税についての前条第一項及び第二項の規定の適用については、当分の間、同項の表中「八十五分の五」とあるのは「八十四・九五分の五・〇五」と、「八十分の十」とあるのは「七十九・九分の十・一」と、「七十分の二十」とあるのは「六十九・八分の二十・二」と、「六十七分の二十三」とあるのは「六十六・七七分の二十三・二三」と、「五十七分の三十三」とあるのは「五十六・六七分の三十三・三三」とする。

附則第九条の二第一項中「附則第十四条の三の三及び附則第十四条の三の四第一項」を「附則第十四条の三の四及び附則第十四条の三の五第一項」に、「附則第十四条の三の三第三項及び附則第十四条の三の四第一項」を「附則第十四条の三の四第三項及び附則第十四条の三の五第一項」に改め、同条を附則第九条の三とし、附則第九

条の次に次の一条を加える。

（非課税口座内上場株式等に係る配当所得に係る県民税の課税の特例）

第九条の二 知事は、租税特別措置法第三十七条の十四第五項第一号に規定する非課税口座（以下この項、附則第十四条の三の二及び附則第十四条の三の三第一項において「非課税口座」という。）及び同法第三十七条の十四第五項第九号に規定する特定課税未成年者口座（以下この項、附則第十四条の三の二及び附則第十四条の三の三第一項において「特定課税未成年者口座」という。）を開設する個人の同法第三十七条の十四第四項第一号に規定する基準年（附則第十四条の三の二第三項及び附則第十四条の三の三第一項において「基準年」という。）の前年十二月三十一日までに当該非課税口座又は特定課税未成年者口座につき同法第三十七条の十四第六項に規定する契約不履行等事由（以下この項、附則第十四条の三の二及び附則第十四条の三の三第一項において「契約不履行等事由」という。）が生じ、当該非課税口座の開設の時から当該契約不履行等事由が生じた時までの間に支払を受けるべき非課税口座内上場株式等の配当等（同法第九条の八第一項第三号に掲げる同項に規定する非課税口座内上場株式等の配当等をいう。）について同法第九条の八第二項の規定により支払があつたものとみなされたときは、当該非課税口座内上場株式等の配当等に係る配当所得の金額に対し、県民税の配当割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合における第六条第二項第一号二、第三十二条第一項第六号及び第四十九条の十七の規定の適用については、これらの規定中「受けるべき日」とあるのは「受けるべき日の属する年の一月一日」とする。

附則第十二条第二項中「第四項」を「第五項」に改め、同条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項（第二項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第三十一条の二第二項第十三号から第十五号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三條第一項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三條第一項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警

戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第五十六条第一項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第一項又は第二項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第十四条の二の二第二項及び第十四条の二の三第二項中「附則第十四条の三の三」を「附則第十四条の三の四」に改める。

附則第十四条の三の二第一項中「次項」を「以下この条」に改め、「同法第三十七条の十四第五項第一号に規定する」及び「（以下この条において「非課税口座」という。）」を削り、同条第二項中「この項において同じ」を「この条において同じ」に、「この項において「払出し時」を「この条において「払出し時」に改め、同条に次の二項を加える。

3 非課税口座及び特定課税未成年者口座を開設する県民税の所得割の納税義務者の基準年の前年十二月三十一日までに当該非課税口座又は特定課税未成年者口座につき契約不履行等事由が生じた場合には、次に定めるところにより、県民税に関する規定を適用する。この場合には、施行令附則第十八条の六の二第三項に規定するところにより、第一号から第三号までの規定による非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

一 当該非課税口座の開設の時から契約不履行等事由が生じた時までの間にした非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得又は雑所得については、当該契約不履行等事由が生じた時に、当該非課税口座内上場株式等の特定非課税累積投資契約において定められた方法に従って行われる譲渡以外の譲渡があつたものとみなす。

二 当該非課税口座の開設の時から契約不履行等事由が生じた時までの間に租税特別措置法第三十七条の十四第四項第一号に規定する他の保管口座への移管又は非課税口座内上場株式等に係る有価証券の当該県民税の所得割の納税義務者への返還（同条第五項第六号ホ(1)(i)に規定する租税特別措置法施行令（昭和三十二

年政令第四十三号）第二十五条の十三第三十一項に規定する事由による移管又は返還を除く。以下この号及び第四号において同じ。）があつた非課税口座内上場株式等については前項の規定の適用がなかつたものとし、かつ、当該契約不履行等事由が生じた時に、その移管又は返還があつた時における払出し時の金額により特定非課税累積投資契約において定められた方法に従って行われる譲渡以外の譲渡があつたものとみなす。

三 契約不履行等事由の基因となつた非課税口座内上場株式等及び契約不履行等事由が生じた時における当該非課税口座に係る非課税口座内上場株式等については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額により特定非課税累積投資契約において定められた方法に従って行われる譲渡以外の譲渡があつたものとみなす。

四 第二号の規定の適用を受ける当該非課税口座を開設していた県民税の所得割の納税義務者については、同号の移管又は返還があつた時に、その時における払出し時の金額をもつて当該移管又は返還による払出しがあつた非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものとみなす。

五 第三号の規定の適用を受ける当該非課税口座を開設していた県民税の所得割の納税義務者については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額をもつて同号の非課税口座内上場株式等（租税特別措置法第三十七条の十四第五項第六号ホ(2)に規定する譲渡又は贈与がされたものを除く。）の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものと、第三号の非課税口座内上場株式等を贈与により取得した者については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額をもつて当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものとそれぞれみなす。

4 前項の場合において、同項第一号から第三号までの規定により譲渡があつたものとみなされる非課税口座内上場株式等に係る収入金額が所得税法第三十三条第三項の規定の例によつて算定した当該非課税口座内上場株式等の取得費及びその譲渡に要した費用の額の合計額又はその譲渡に係る必要経費に満たない場合におけ

るその不足額は、県民税に関する法令の規定の適用については、ないものとみなす。

附則第十四条の三の四を附則第十四条の三の五とし、同条の次に次の二条を加える。(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例)

第十四条の三の六 知事は、当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十八条の二第一項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第三十五条第一項及び第二項並びに第三十七条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として施行令附則第十八条の六の四第一項に規定するところにより計算した金額(以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額(特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額(次項第三号の規定により読み替えて適用される第三十六条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の百分の二に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 第三十六条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第十四条の三の六第一項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

二 第三十七条の二から第三十八条の二まで、附則第七条第一項、附則第七条の四第一項及び附則第七条の五の規定の適用については、第三十七条の二中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十四条の三の六第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十七条の三第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十四条の三の六第一項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段、第三十八条、第三十八条の二、附則第七条第一項及び附則第七条の四第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十四条の三の六第一項の規定による県民税の所得割の額」

と、第三十七条の三第一項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十四条の三の六第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、同条第三項及び附則第七条の五中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十四条の三の六第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第七条第一項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第十四条の三の六第一項に規定する特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額の合計額」とする。

三 附則第五条の規定の適用については、同条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十四条の三の六第一項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(特定暗号資産に係る譲渡損失の繰越控除)

第十四条の三の七 県民税の所得割の納税義務者の前年前三年内の各年に生じた特定暗号資産に係る譲渡損失の金額(この項の規定により前年前において控除されたものを除く。)は、当該特定暗号資産に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の県民税について特定暗号資産に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した法第四十五条の二第一項又は第三項の規定による申告書(法附則第三十五条の三の七第四項において準用する法第四十五条の二第四項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)を提出した場合(市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。)において、その後の年度分の県民税について連続してこれらの申告書(その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。)を提出しているときに限り、前条第一項後段の規定にかかわらず、施行令附則第十八条の六の五第一項に規定するところにより、当該納税義務者の前条第一項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額を限度として、当該特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。

2 前項に規定する特定暗号資産に係る譲渡損失の金額とは、同項に規定する県民税の所得割の納税義務者が、租税特別措置法第三十八条の二第一項に規定する特定暗号資産の同項に規定する譲渡をしたことにより生じた損失の金額として施行令

附則第十八条の六の五第二項に規定するところにより計算した金額のうち、当該納税義務者の当該譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の県民税に係る前条第一項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除することができない部分の金額として施行令附則第十八条の六の五第三項に規定するところにより計算した金額をいう。

3 第一項の規定の適用がある場合における前条第一項の規定の適用については、同項中「計算した金額（一）とあるのは、「計算した金額（次条第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」とする。

4 第一項の規定の適用がある場合における第三十九条の五の規定の適用については、同条第一項中「確定申告書（一）とあるのは「確定申告書（租税特別措置法第三十八条の三第五項において準用する所得税法第百二十三条第一項の規定による申告書を含む。」と、「法第四十五条の二第一項から第四項まで」とあるのは「法第四十五条の二第一項から第四項まで又は法附則第三十五条の三の七第四項において準用する法第四十五条の二第四項」と、同条第二項中「前条」とあるのは「前条又は法附則第三十五条の三の七第四項において準用する法第四十五条の二第四項」とする。

附則第十四条の三の三を附則第十四条の三の四とし、附則第十四条の三の二の次に次の一条を加える。

（非課税口座内上場株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の特例）

第十四条の三の三 知事は、非課税口座及び特定課税未成年者口座を開設する個人の基準年の前年十二月三十一日までに当該非課税口座又は特定課税未成年者口座につき契約不履行等事由が生じ、租税特別措置法第三十七条の十四第八項の規定の適用があつたときは、同項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除した金額を第四十九条の二十二に規定する特定株式等譲渡所得金額とみなして、県民税の株式等譲渡所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合における第六条第二項第一号ホ、第三十二条第一項第七号、第四十九条の二十五及び第四十九条の二十六第一項の規定の適用については、第六条第二項第一号ホ中「租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第三十七条の十一の四第一項に規定する源泉徴収選択口座（以下この号及び

第二章において「選択口座」という。）に係る同法第三十七条の十一の三第一項に規定する特定口座内保管上場株式等（第二章において「特定口座内保管上場株式等」という。）の同法第三十七条の十二の二第二項に規定する譲渡（第二章において「譲渡」という。）の対価又は当該選択口座において処理された同法第三十七条の十一の三第二項に規定する上場株式等（第二章において「上場株式等」という。）の同項に規定する信用取引等（第二章において「信用取引等」という。）に係る同法第三十七条の十一の四第一項に規定する差金決済（第二章において「差金決済」という。）に係る差益に相当する金額の支払を受ける個人の当該譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当する金額の支払を受けるべき日」とあるのは「租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第三十七条の十四第五項第一号に規定する非課税口座（第三十二条第一項第七号及び第四十九条の二十五において「非課税口座」という。）及び同法第三十七条の十四第五項第九号に規定する特定課税未成年者口座を開設する個人で同法第三十七条の十四第六項に規定する契約不履行等事由が生じたことによる当該非課税口座の廃止（第三十二条第一項第七号、第四十九条の二十五及び第四十九条の二十六第一項において「非課税口座の廃止」という。）の日」と、第三十二条第一項第七号中

「特定株式等譲渡対価等（選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価又は当該選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済に係る差益に相当する金額をいう。以下この章において同じ。）の支払を受ける個人で当該特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日」とあるのは「非課税口座の廃止の日」と、第四十九条の二十五中「選択口座が開設されている租税特別措置法第三十七条の十一の三第三項第一号に規定する金融商品取引業者等で特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日」とあるのは「非課税口座の廃止の日」と、「に対して当該特定株式等譲渡対価等の支払をするもの」とあるのは「の当該非課税口座が開設されている租税特別措置法第三十七条の十四第一項に規定する金融商品取引業者等」と、第四十九条の二十六第一項中「特定株式等譲渡対価等の支払をする際」とあるのは「非課税口座の廃止の際」と、「年の翌年の一月十日（施行令第九条の二十第一項で定める場合にあつては、同項で定める日）」とあるのは「月の翌月十日」とする。

附則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和九年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十二条第一項第八号の改正規定 公布の日

二 第三十七条の三第二項及び第三十九条の五第二項の改正規定並びに次条第一項及び第二項の規定 令和八年十月一日

三 附則第七条の六、第八条の二及び第十二条の改正規定並びに次条第六項の規定 令和十年一月一日

四 第六十九条第一項の改正規定、第六十九条の二の三（見出しを含む。）の改正規定及び同条の次に一条を加える改正規定並びに附則第三条の規定 令和十年四月一日

五 第七十四条の二第二項及び第八十三条の改正規定並びに附則第四条の規定 令和十一年四月一日

六 附則第七条の五の改正規定（「又は附則第十四条の四第一項の規定の適用を受けるとき」を「、附則第十四条の三の六第一項又は附則第十四条の四第一項の規定の適用を受けるとき」に改める部分及び同条第五号に係る部分に限る。）及び附則第十四条の三の四を附則第十四条の三の五とし、同条の次に二条を加える改正規定（附則第十四条の三の四を附則第十四条の三の五とする部分を除く。）並びに次条第五項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の一月一日

(県民税に関する経過措置)

第二条 この条例による改正後の群馬県税条例（以下「新条例」という。）第三十七条の三第二項に規定する指定対象期間（次項において「指定対象期間」という。）の初日が次の表の上欄に掲げる期間に属する場合における同条第二項の規定の適用については、同項第二号イ中「百分の六十」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

前条第二号に掲げる規定の施行の日（次項において 百分の五十二・五

「二号施行日」という。）から令和九年九月三十日まで	
令和九年十月一日から令和十年九月三十日まで	百分の五十五
令和十年十月一日から令和十一年九月三十日まで	百分の五十七・五

2 指定対象期間の初日が二号施行日から令和十一年九月三十日までの期間に属する場合における新条例第三十七条の三第二項の規定の適用については、同項第五号中「指定対象期間の初日前四年以内」とあるのは、「令和七年十月一日から指定対象期間の初日の前日までの間」とする。

3 新条例第三十七条の三第三項及び附則第七条の五の規定は、令和十年度以後の年度の個人の県民税について適用し、令和九年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第七条の四の規定は、県民税の所得割の納税義務者が令和八年一月一日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第七条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条第一項に規定する居住用家屋（同条第十六項の規定により同条第一項に規定する居住用家屋とみなされる同条第十六項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第十七項の規定により同条第一項に規定する既存住宅とみなされる同条第十七項に規定する特例既存住宅及び同条第三十五項の規定により同条第一項に規定する既存住宅とみなされる同条第三十五項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第十七項の規定により同条第一項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第十七項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第六項に規定する認定住宅等（同条第十八項の規定により同条第六項に規定する認定住宅等とみなされる同条第十八項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、県民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第七条の規定による改正前の租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住用家屋（同条第二十項の規定により同条

第一項に規定する居住用家屋とみなされる同条第二十項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第三十五項の規定により同条第一項に規定する既存住宅とみなされる同条第三十五項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)又は同条第十項に規定する認定住宅等(同条第二十一項の規定により同条第十項に規定する認定住宅等とみなされる同条第二十一項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

5 前条第六号に掲げる規定による改正後の群馬県条例附則第七条の五の規定は、同号に掲げる規定の施行の日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、同日の属する年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

6 新条例附則第十二条第四項の規定は、県民税の所得割の納税義務者が前条第三号に掲げる規定の施行の日以後に行う群馬県条例附則第十二条第一項の土地等の譲渡について適用する。

(地方消費税に関する経過措置)

第三条 新条例第六十九条の二の四の規定は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日以後に事業者が行う新条例第六十九条の二の四に規定する資産の譲渡に係る地方消費税について適用する。

(不動産取得税に関する経過措置)

第四条 新条例第八十三条第一項の規定は、附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

群馬県認定子ども園の認定基準に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年六月十九日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第三十九号

群馬県認定子ども園の認定基準に関する条例等の一部を改正する条例

(群馬県認定子ども園の認定基準に関する条例の一部改正)

第一条 群馬県認定子ども園の認定基準に関する条例(平成十八年群馬県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「三十五人」を「三十人」に改める。

第四条に次の一項を加える。

6 第一項、第二項及び第四項により置かなければならない保育士の資格を有する者については、一人に限って、当該認定子ども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。))若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に五年以上従事した経験を有するものいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第九条に次の一項を加える。

14 認定子ども園の設置者は、法第六条の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のため措置に関する法律(令和六年法律第六十九号)第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この項において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に子どもを適切に保護するため、児童等対象業務従事者

(子どもと接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該子どもに接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

附則第三項中「主幹養護教諭」の下に「主務養護教諭」を加える。
附則第七項の表附則第三項の項の前に次のように加える。

第四条第六項	第四条第一項の規定により認定こども園に置かなければならない保育士の資格を有する者	特定理学療法士等
--------	--	----------

附則に次の一項を加える。

8 第四条第六項及び附則第六項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者(第四条第六項ただし書の規定による支援を行う者を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(群馬県認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 群馬県認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例(令和六年群馬県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

附則第二項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「(経過措置)」を付し、同項中「当分の間」を「令和十年三月三十一日までの間」に改め、「規定」の下に「(満三歳以上満四歳未満の子どもに対する教育及び保育に従事する者の数に關する基準に限る。)」を加え、附則に次の一項を加える。

3 子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の第三条第一項の規定(満四歳以上の子どもに対する教育及び保育に従事する者の数に關する基準に限る。)は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の第三条第一項の規定(満四歳以上の子どもに対する教育及び保育に従事する者の数に關する基準に限る。)は、この条例の施行の日以後にお

いても、なおその効力を有する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条中群馬県認定こども園の認定基準に関する条例第九条に一項を加える改正規定は、令和八年十二月二十五日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に存する認定こども園における一学級の子どもの数については、第一条の規定による改正後の群馬県認定こども園の認定基準に関する条例第三条第二項の規定にかかわらず、令和十四年三月三十一日までは、なお従前の例によることができる。

群馬県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年六月十九日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第四十号

群馬県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(群馬県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第一条 群馬県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年群馬県条例第九十三号)の一部を次のように改正する。

第十三条の二の次に次の一条を加える。

(児童対象性暴力等の防止)

第十三条の三 児童福祉施設(助産施設、児童厚生施設(児童館を除く。)、児童発達支援センター、児童家庭支援センター及び里親支援センターを除く。)の設置者は、法第四十五条第七項において準用する法第二十一条の五の十八第四項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和六年法律第六十九号)第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(児童と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該児童に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

第四十七条に次の一項を加える。

3 前項の保育士の数の算定に当たっては、当該保育所に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(第六十八条第十五項に規定する心理担当職員をいう。)又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に五年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)を、一人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所の保育士(附則第五条、第十四条又は第十五条の規定により保育士とみなされる者を除く。)

による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第五条中「限って」を「限り」に改め、同条ただし書中「保育士」の下に「(第四十七条第三項、附則第十四条又は第十五条の規定により保育士とみなされる者及び第四十七条第三項ただし書の規定による支援を行う者を除く。)」を加える。

附則第十六条中「法第十八条の十八第一項の登録を受けた者をいい、前二条又は附則第五条」を「第四十七条第三項、附則第五条又は前二条」に改める。

附則に次の一条を加える。

第十七条 第四十七条第三項及び附則第五条の規定により特定理学療法士等及び同項に規定する看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たつて、当該保育所の保育士(第四十七条第三項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(群馬県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 群馬県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(令和六年群馬県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「(経過措置)」を付し、同項中「当分の間」を「令和十年三月三十一日までの間」に改め、「規定」の下に「(満三歳以上満四歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士の数に関する部分に限る。)」を加え、附則に次の一項を加える。

3 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第四十七条第二項の規定(満四歳以上の児童に対し保育を提供する保育士の数に関する部分に限る。)は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の第四十七条第二項の規定(満四歳以上の児童に対し保育を提供する保育士の数に関する部分に限る。)は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条中群馬県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第十三条の二の次に一条を加える改正規定は、令

和八年十二月二十五日から施行する。

群馬県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
令和八年六月十九日

群馬県条例第四十一号

群馬県知事 山 本 一 太

群馬県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(群馬県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第一条 群馬県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十六年群馬県条例第六十一号)の一部を次のように改正する。

第四条の二の次に次の一条を加える。

(児童対象性暴力等の防止)

第四条の三 幼保連携型認定こども園の設置者は、法第十三条第六項において準用する法第六条の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和六年法律第六十九号)第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に園児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(園児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該園児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

第五条第二項中「三十五人」を「三十人」に改める。

第六条第一項及び第三項の表備考第一号中「指導保育教諭」の下に「主務保育教諭」を加え、同表備考に次の一号を加える。

五 第一号に定める者については、一人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技

術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者を含む。又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に五年以上従事した経験を有するものいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）をもつて代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、第一号に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第六条第五項第二号中「主幹養護教諭」の下に、「主務養護教諭」を加える。

第十六条第一項の表第六条第一項の項中「第十四条第六項」を「第十四条第七項」に改める。

附則第七条中「主幹養護教諭」の下に、「主務養護教諭」を加える。

附則第九条第一項中「第六条第三項の表備考第一号」を「同表備考第一号」に改める。

附則第十条中「前三条」を「第六条第三項の表備考第五号及び前三条」に改め、「者」の下に「特定理学療法士等、」を加え、「当該小学校教諭等免許状所持者」を「当該特定理学療法士等、小学校教諭等免許状所持者」に改める。

附則に次の一条を加える。

第十一条 第六条第三項の表備考第五号及び附則第九条の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たつて同表備考第一号に定める者（同表備考第五号ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（群馬県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第二条 群馬県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和六年群馬県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（経過措置）」を付し、

同項中「規定」の下に「（満四歳以上の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）」を加え、附則に次の一項を加える。

3 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、令和十年三月三十一日までの間、第六条第三項の規定（満三歳以上満四歳未満の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の第六条第三項の規定（満三歳以上満四歳未満の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

附則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条中群馬県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第四条の二の次に一条を加える改正規定は、令和八年十二月二十五日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に存する幼保連携型認定こども園における一学級の園児数については、第一条の規定による改正後の群馬県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第五条第二項の規定にかかわらず、令和十四年三月三十一日までは、なお従前の例によることができる。

群馬県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和八年六月十九日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第四十二号

群馬県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

群馬県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成二十年群馬県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第十九条第一項の」の下に「基礎財政安定化基金拠出率を標準として条例で定める割合及び各年度ごとの子ども・子育て支援納付金財政安定化基金拠出率を標準として」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
